

# 阪大分会ニュース

関西単一労働組合大阪大学分会  
大阪市淀川区十三東 3-16-12 TEL&FAX:06-6303-0449  
http://handaibunkai.xxxxxxxx.jp/

あらゆる相談受付中！！

正規・非常勤・派遣・委託など1人でも  
入れる組合です

## 仕事はある！！ どうしてベテラン非常勤職員は 要らないの?? 解雇を撤回しろ！！



8月6日 酷暑の就労闘争  
日影で熱気あふれる集会

私たちは、就労闘争の度「解雇撤回および団体交渉要求書」を作成し提出している。大学の回答は「基本的にこれまでの貴組合の要求と同じである」と決めつけ、「したがって、当該要求に対する大学の回答も、平成27年3月31日付け『回答』、平成27年4月1日付け『回答』、平成27年4月3日付け『回答』、及び平成27年4月27日付け『回答』等において既に述べたとおりであり、標記要求書に関する団体交渉に応じる考えはない(2015年7月15日付け『回答』)」と雇用責任をとろうという姿勢をまったく見せていない。

これまでの回答で納得できないから、就労闘争を続けている。

8月6日の要求書では、法人化後、非常勤職員が増え続けており、法人化前(2003年)と比べて人間科学研究科(人科)の非常勤職員が占める割合は68.9%まであがっていることをあげた。つまり、非常勤職員を増やさなければならないほど、仕事が増加しているということだ。そんな中で、10年20年と働いてきた長期非常勤職員を雇止め解雇する理由はまったくない。

人科の非常勤職員の数は10年の間に2倍近く増えているが、それでも人件費はそれほど増えていない。非常勤職員がどれほど低賃金で働かされているのか。そんな非常勤職員をクビにして、労働権・生存権を奪った阪大を許すことはできない。

石橋組合員の解雇を撤回させるまで、闘い続けるぞ!!



2015年8月6日

国立大学法人大阪大学  
学長 平野俊夫 様  
人間科学研究科長 中道正之 様

関西単一労働組合  
執行委員長 山鹿 美保  
同 大阪大学分会  
分会長 加藤多恵子

### 解雇撤回および団体交渉要求書

石橋組合員は、「お知らせ」による2015年3月末解雇を認めず、本日人間科学研究科に就労するために出勤した。「雇用契約がない」、「人科では対応できない」などと言って人科は4月23日以降(6月10日を除いて)、要求書の受け取りを拒み続けている。しかし、石橋組合員の採用を決めたのも、雇用契約の更新を決めたのも人科なのだ。人科には雇用責任がある。要求書を受け取り、誠実に回答せよ。

職員数の推移を見ると、多くの部局で非常勤職員の数は増加し、全体に占める割合も高くなっている。特に、人間科学研究科の場合は2003年9月時点では常勤職員16人に対し、非常勤職員16人であり、非常勤職員の割合は50%であった(大阪大学職員録2003年度版参照)。一方、2014年5月時点では常勤職員14人に対し、非常勤職員31人となり、非常勤職員の割合は68.9%まで増加している(大阪大学プロフィール2014年度版参照)。つまりこれは、仕事が増加しており、非常勤職員が職場に必要だということである。それは、人科図書室においても同じである。だから、石橋組合員を雇止め解雇する理由はまったくない。2015年3月末の長期非常勤職員雇止め解雇に客観的合理的理由などないのだから解雇を撤回せよ。

我々は大学に対して、就労妨害の中止と、石橋組合員の解雇撤回を要求するとともに、団体交渉および誠実な回答を要求する。

大学は再び「貴組合の『抗議行動』等について(厳重注意)」なるものを出した。組合の正当な就労闘争および抗議行動を認めないのは不当労働行為であり、組合否認である。我々は大学の民主主義を破壊する組合否認と我が組合に対する敵対行為に対し、怒りをもって抗議する。

記

- |        |   |    |
|--------|---|----|
| (1) 日時 | 8月6日午後6時からおこなうこと                          |    |
| (2) 場所 | 大学構内                                      |    |
| (3) 議題 | 石橋組合員ら長期非常勤職員の2015年3月末解雇を撤回し、すみやかに就労させること |    |
| (4) 回答 | 8月6日午後3時までにおこなうこと                         | 以上 |

# 中労委命令取消裁判に勝利するぞ！ 阪大は誠実に団交に応じ、 2015年3月末解雇を撤回せよ！

昨年8月20日、私たちは2015年3月末解雇問題の団交拒否に関する中労委再審査棄却命令の取消訴訟を提訴し、石橋組合員の地位確認裁判と連動して、阪大の不当解雇の違法性を明らかにするために闘っています。裁判は早くも1年が経過し、証人申請をおこなうという重要な時期をむかえています。

今回提出した第3準備書面において、私たちは以下の主張をおこないました。①「当分の間規定」撤廃は、「定年まで働ける」と大学からいわれ、雇用が継続すると認識していた長期非常勤職員にとっては雇止めになることであり、労働条件の不利益変更そのものであること。②定年まで雇用が継続するという認識があったこと。阪大が「雇用契約更新確認票」を作成し、長期非常勤職員の定年時期を「最長雇用期限」として把握し、2006年11月1日の団交では、小嶋人事労務室員が「長期非常勤職員も65歳まで働ける」「ご懸念には及ばない。常勤職員の再雇用のために、非常勤職員を追い出すようなことはいたしません」と発言したこと等からも明らかである。③特例職員制度は長期非常勤職員にとっては、雇用を安定させるものではなく、雇用の場を奪うものでしかなかったこと。④大学は「当分の間規定」撤廃の理由を非常勤職員間の「異なる取り扱い（不均衡）解消」のためであるとする。しかし、有期契約を無期契約に転換するようにと法的・社会的要請のあるなかで、法人化後採用の非常勤職員を長期非常勤職員の扱いに近づける方向で不均衡を解消

することも有り得るのであり、長期非常勤職員を法人化後採用の非常勤職員に合わせる方向での不均衡解消は自明ではないこと、等である。今後とも、裁判傍聴支援をお願いします。

◆第5回裁判 8月10日（月） 午後1時30分～  
東京地方裁判所527号法廷  
交流会 東京弁護士会館1002号室

◆石橋組合員の地位確認裁判  
9月7日（月）午前10時～ 大阪地裁809号法廷



8月6日人科前

## VOICE(労働者のひろば)

長期非常勤職員の大量解雇問題の総長交渉で、組合側の非常勤職員が理事に対して、「非常勤職員の労働状態がどんなものであるかご存じですか」「学科事務室で勤務しているが、事務室にきたことがあるのですか」と質問しました。理事は「事務室に行ったことがあります。存じています」と応えました。しかし、事実上、行ったこともない学科事務室に行ったと、公式の会議の場（総長交渉）で理事ともあろう方が平気でウソを言ったのでした。このようなことでは、交渉以前に人間としてどうかと疑わざるを得ないし、この方が理事であるうちは大学は良くなりません、その時強く思いました。今回の理不尽な大量解雇に対して、問題が解決されるように労働者の一人としてお祈りいたします。（学内の一労働者より）

※現在の阪大の労働現場では、事務補佐員、特任事務職員、派遣職員等々、身分・労働条件が異なる非正規職員が増えつづけています。その結果、常勤職員の働き方もより過酷になってきています。悪くなるばかりの“労働環境”について、声をあげましょう。投稿をお待ちしています。

暑いけど、元気にシュプレ  
8月6日阪大本部前



## ===非正規労働者の談話室===

あなたの職場のコト、話してみませんか？  
正規の方も来られています。  
お気軽にお越しください。

8月27日（木）

9月24日（木）

いずれも午後6時～

豊中市立千里公民館  
(千里中央下車)

第3会議室

